

## 要保護児童対策地域協議会代表者会議

1 開催日時 令和6年2月22日(木) 午後2時～午後3時45分

2 開催場所 豊山町役場 保健センター2階 研修室

3 出席者

(1) 豊山町代表者会議委員(敬称略)

委員

愛知県尾張福祉相談センター長	前田 清
愛知県西枇杷島警察署 生活安全課長	圓福 康弘
愛知県清須保健所 健康支援課長	岩田 はるみ
豊山町民生委員協議会会長	岡島 清隆
豊山町立小中学校長代表	近藤 良江
天使幼稚園園長	今野 真紀
教育長	北川 昌宏
生活福祉部長	井上 武

(2) 事務局

町長	鈴木 邦尚
子ども応援課長	加藤 義紀
子ども応援課 グループ長	牧野 礼男
子ども応援課 社会福祉士	大山かなえ
子ども応援課 主事	保子 明德
子ども応援課 保健師	高橋 真菜美

4 議題

(1) 豊山町要保護児童の状況について(資料1・2)

(2) 愛知県下の虐待対応状況について(資料3)

5 会議資料

資料1 豊山町における要保護児童対策のネットワーク

資料2 要保護児童ケース等の内訳

資料3 児童虐待の現状

要保護児童対策地域協議会委員名簿

豊山町要保護児童対策地域協議会設置要綱

## 6 議事内容

### (1) 開会

【子ども応援課長】 ただ今から、要保護児童対策地域協議会代表者会議を開始する。  
町長より委嘱状の伝達を行う。

(委嘱状の伝達)

はじめに、町長の鈴木邦尚より、御挨拶申し上げる。

### (2) 町長挨拶

町長あいさつ

【子ども応援課長】 町長は他の公務のため、ここで退席させていただきます。

(資料の確認)

情報公開の一環として、審議会や委員会等の議事録を、ホームページに掲載している。本会議もその対象になり、どのような論議がされたか、要旨を抜粋して、議事録をホームページに掲載させていただきます。

### (3) 自己紹介 (自己紹介)

【子ども応援課長】 本日の出席委員数は、8名中7名であり豊山町要保護児童対策地域協議会設置要綱第6条第8項の規定に基づき、半数以上の出席があるので、本日の会議は成立していることを報告する。

### (4) 会長の選任及び副会長の指名

(会長の選任)

(会長より副会長の指名)

### (5) 議題

【 会 長 】 議題「豊山町要保護児童の状況について」、事務局より説明を求める。

【 事 務 局 】 (事務局より資料(1)(2)の説明を行う。)

【 会 長 】 ただいまの事務局の説明に対して、意見・質問があればお願いしたい。

【 A 委 員 】 豊山町の医療体制はどうなっているか。

【 事 務 局 】 大きい病院となると小牧市民病院、春日井市民病院、済衆館病院となる。

【 A 委 員 】 町内に小児科はあるのか。

【 事 務 局 】 町内に「N. キッズファミリークリニック」という小児科がある。

【 A 委 員 】 なぜこのような質問をしたかという、他の市町では代表者会議に医師会代表という形で参加されていることが多い。

豊山町の代表者会議は医療関係者の方の参加がなく、今後さらに意識を持っていただく上でも参加を検討してはいかがか。

【 事 務 局 】 ご意見をいただいたとおり、できる限り医療機関の方の参加を検討していきたいと考える。

【 B 委 員 】 この会議の対象者の年齢は0歳から15歳までか。また、対象年齢を超えた場合どうなるのか。

【 事 務 局 】 対象年齢については0歳から18歳未満を対象にしている。令和6年4月から施行される子ども基本法においては子どもの定義から年齢制限が撤廃されている。

現在本町の要保護児童対策地域協議会では先ほど申し上げた年齢の児童を管理しているが、今後国の動向も確認しながら検討していく。

直近では対象年齢を超えた児童はいないが、里親宅に措置されている児童が18歳を迎え措置解除となり、要保護対策地域協議会での管理を終了したケースはある。

【 A 委 員 】 事務局より説明があったとおり、年齢制限は撤廃する方向ではきているが要保護に関してはいつまで管理するのだという話になる。社会的養護の児童については大学進学率が上がっており、18歳を過ぎても希望すれば措置延長という形で施設での生活を継続することができる。下宿する児童も「自立支援」という形で子どもの希望があれば継続的に関わっているケースがある。

先ほど議題にあがった年齢を超えた児童について、障害を持っているお子さんについては豊山町でいうと福祉課等適切な担当課へ

つなぐことが望ましい。

非行少年については14歳を過ぎると司法の範囲となるため児童福祉での関わりは比較的少ない。中には少年院に入ってまた出てくるといった児童もいる。どこの法律にも属さない自立支援ホームという施設があるが18歳を超えても入所することができる。

町長より話があがった一時保護の司法審査は実際は令和7年度からの運用になる。その前に令和6年度は環境整備等でかなり一時保護所に手が入ることになる。極端にいうと一時保護所の悪いところは学校に行けないこと。教育の保障という観点から問題となっている。また、私物の持ち込みができず、携帯も持ち込みができない。一時保護所というものは一切部外秘である。しかし携帯を持ち込むことで外部に発信をされてしまう恐れがある。家族に迎えに来てと連絡をとることもできてしまう。このようなことを配慮しながら一時保護所の環境整備等大幅に変更となる予定である。

事務局より説明があった統計について、数値にするとケース数は減ってはいるが、重いケースはなくても年間を通して動きがあるのが現状。このことから数値だけでは判断が難しい。

【 C 委 員 】 資料2の要保護児童数は平成31年度に比べて半分に減っている。この理由とは何か。

【 事 務 局 】 質問があったとおり平成31年度の31件67人から令和5年度の16件18人に、減少している。これは転出に伴い終了するケースや、特に今年度から6か月に1回緊急度の見直しと終了の検討を行ったことで大幅に件数が減っている。

【 C 委 員 】 この数値というのは新規ケースではなく昨年度からの継続ケースも含めているのか。

【 事 務 局 】 その通り。

【 A 委 員 】 平成30年度以前は同様の数値だったのか。又は平成31年度だけ突出して多かったのか。

【 事 務 局 】 平成31年度以前は新規ケースが次々に上がってきてなかなか終結ができず、ケース数が増えていく一方であった。年々管理するケースの見直しを行いつつ、今年度については6か月に1回緊急度の見直し、終結に向けて検討する時期を設定したところである。

- 【 A 委 員 】 ケースの見直しは必要ではあるが、「0歳児の6か月」と「小学6年生の6か月」では当然内容が変わってくる。その点留意いただきたい。
- 【 事 務 局 】 お話をいただいた通り、今後も全て6か月で判断するのではなくケースに応じて個別に判断をしていきたい。
- 【 D 委 員 】 この児童数の中にはヤングケアラーが含まれているか。
- 【 事 務 局 】 結論から申し上げますと含まれていない。  
今年度ヤングケアラーと疑われた児童がいたが、調査、面談の結果ヤングケアラーには該当しないという結果となった。今後もヤングケアラーが疑われる児童については気を配って対応していく。
- 【 会 長 】 議題「愛知県下の虐待対応状況」について、中央児童・障害者相談センターより説明を求める。  
(中央児童・障害者相談センターより資料(3)の説明を行う)
- 【 会 長 】 ただいまの中央・児童障害者相談センターの説明に対して、意見・質問があればお願いしたい。
- 【 E 委 員 】 しばらく学校に来ておらず安否確認ができない児童で、市町村だけの対応に応じてもらえない家庭に対しどこまで児相の立ち入り権限があるのか。危険が伴うケースにとっては警察も立ち合うことは理解している。
- 【 A 委 員 】 立入検査については全国で年間数件程度。立入調査までいかずできれば穏便に対応できるのが望ましい。子どもの姿形が確認できればそれで良い。  
ほとんどのケースはいつまでに連絡が来ない場合は児童相談所又は警察署に通告するというとほとんどの家庭から連絡がくる。  
豊山町では児童相談所又は警察へ協力を依頼するまでの不登校児童はいないか。
- 【 事 務 局 】 不登校児童はいるが、児童相談所と相談した上で訪問を行っている。今のところ、町で対応が完結できている。  
その他の質問がないので進行を事務局に戻す。
- 【子ども応援課長】 その他意見・質問があればお願いしたい。  
以上で要保護児童対策地域協議会代表者会議を終了する。